

## 都市計画法第34条第4号川越市審査基準

### 農業、林業又は漁業の用に供する建築物

#### 1 農業、林業又は漁業

農業、林業又は漁業とは、次に掲げる基準に該当する事業とする。

- (1) 農業については、日本標準産業分類A－農業に分類される事業であつて、経営耕地面積10アール以上の農地において営まれているもの又は前年の農業生産物の総販売額が15万円以上のもの。
- (2) 林業については、日本標準産業分類B－林業に分類される事業であつて、所有権又は所有権以外の権限に基づいて育林又は伐採を行うことができる1ヘクタール以上の山林において営まれているもの又は前年の林業生産物の総販売額が15万円以上のもの。
- (3) 漁業については、日本標準産業分類C－漁業に分類される事業であつて、前年の漁業生産物の総販売額が15万円以上のもの。

#### 2 開発区域

開発区域は、予定建築物がその用に供される農業、林業又は漁業が営まれている市街化調整区域内であること。

#### 3 予定建築物

予定建築物は、農業、林業又は漁業の用に供する建築物で、法第29条第1項第2号の政令で定める建築物以外のものとする。

#### 4 予定建築物の敷地

予定建築物の敷地は、300平方メートル以上であること。ただし、本基準の施行日以前に分筆されていた土地で、300平方メートルに満たない場合はこの限りではない。

#### 5 都市計画との調整

総合計画等の土地利用計画に支障がないこと。

#### 6 その他

他の法令による許認可等が必要な場合は、その許認可等が受けられるものであること。

#### 附 則

この基準は、平成15年4月1日から施行する。

#### 附 則

この基準は、平成16年4月1日から施行する。